様式第２（第５条関係）

令和４年度第１回犬山市地域福祉推進委員会会議録

１　附属機関の名称　犬山市地域福祉推進委員会

２　開催日時

令和４年４月１８日（月）　　午後２時から午後４時まで

３　開催場所

市役所２階２０５会議室

４　出席した者の氏名

(1)　委　員　　長岩　嘉文、紀藤　秀夫、松浦　英幸、上垣外　勝安、栄原　正寛
加藤　圭子、木村　敏夫、平手　みつゑ、高木　友徳、大藏　真弓
谷　繁祐樹、梅村　淳、伊藤　文秋、森岡　万朱衣、大井　美智子
松本　里美　　（１名欠席）

(2)　執行機関　　髙木健康福祉部長、山本福祉課長、松澤健康推進課長、
上原高齢者支援課長、水野福祉課長補佐、奥谷福祉課長補佐、
渡辺（泰）福祉課主査、渡辺（啓）福祉課主査、韮澤福祉課主査補、
河合健康福祉部付再任用職員

(3)　その他　　株式会社サーベイリサーチセンター杉田、刀根障害者基幹相談支援センター長

５　議題

１．市長あいさつ
２．講演「地域共生社会のイメージと重層的支援体制整備の課題」
日本福祉大学中央福祉専門学校校長　長岩　嘉文氏
３．委員委嘱、自己紹介
４．諮問
５．協議
①犬山市地域福祉計画・重層的支援体制整備事業計画の概要案について
②市民ニーズ調査に係るアンケート案について
③委員会全体スケジュール案について

６　傍聴人の数　なし

７　内容

（１） 長岩氏　講演要旨

「地域福祉計画」は「地域共生社会」を目指す理念的な計画である。「①複合的なニーズ（に対して)」「②制度間の谷間（を埋めるため)」「③個別支援と地域支援（を組み合わせる)」ことが大切と考える。

一方、「重層的支援体制の整備計画」は、「①断らない相談体制」をつくり「②参加を支援」しながら「③地域づくりを支援」していくことが大切。課題解決型と伴走型アプローチを組み合わせる手法が主流であり、そのためには、多機関・多職種連携に加え、行政の積極的関与が不可欠となる。

他市町同様、包括的な支援体制をどう構築するかがポイントである。

（２） 質疑

＜概要説明について＞

大蔵委員：大変ハードなスケジュールであるので、事務局から具体的な指示やサジェスチョンをお願いしたい。

→アンケート結果を踏まえて骨子や計画案についてご意見をいただきたいと考えている。

谷委員：今年度に計画策定するが、任期が３年ある。残存期間の役割や活動についてはどのような想定か。

→計画策定後もフィードバックや検証をお願いしたいと考えている。

松浦委員：成年後見人制度利用促進計画も入っているが、その趣旨は何か。

→国が利用促進を図っており、当市としても認知度が低いため、その普及拡大である。

紀藤委員：社協の「日常生活自立支援事業」の先に成年後見制度があるとの理解であるが、どうか。

→長岩会長：前者は地域福祉計画の範疇であり、後者の利用促進のために個別に計画をつくるという位置づけと思う。

＜アンケート案について＞

森岡委員：市民２千人を選ぶ方法は。また、まんべんなく抽出できるのか。町会長によっては持ち回りで１年の人も多いが、回答可能だろうか。

→システムによる無作為抽出となる。年齢を考慮することは、おそらく可能と思う。町会長の実情はある程度理解しているが、前任者からの引継ぎなどもあるので、そういったことも含め町会長個人の考えを回答していただく予定。

谷委員：無作為抽出というが、年齢によって回答の傾向もかなり異なると思う。年齢構成別の

分析なども行うのか。また、７万都市である当市で、２千人というアンケート規模は適正か。

→年齢による回答傾向は、現在のところクロス集計なども行い、明らかにしていく予定。犬山市総合計画策定の際のアンケートなども参考にし、標本誤差という概念で考え、ほぼ適正な抽出数と考えている。

紀藤委員：成年後見制度よりも前述の「日常生活自立支援事業」の方が敷居が低いので、その認知度も入れるとよいのではないか。民生委員のアンケートについては、地域包括支援センターにつなぐことが大切と思うので、「センターにつないだことがあるか」「利用したことがあるか」なども質問に加えられるとよいと思う。また、個人的には、「あなた（の民生委員活動）は、地域に役立っていると思うか」という問いかけもしてみたい。

→長岩会長：アンケート問７の設問が多機関との連携を問うているため、地域包括支援センターとの関係性が分かるような質問の仕方を工夫してはどうか。回答者が外国人の場合は、ルビを振るなどの工夫が必要と思う。また、文面上の「共助」という言葉の定義は明確にする必要がある。

令和４年度第１回犬山市地域福祉推進委員会　次第

日時：令和４年４月１８日（月）
午後２時から午後４時まで
場所：犬山市役所　２階２０５会議室

１．あいさつ

２．講演
演題：重層的支援体制とは（仮）
講師：日本福祉大学中央福祉専門学校校長　長岩　嘉文　氏

３．委員の自己紹介

４．諮問

５．協議事項
（１）犬山市地域福祉計画・重層的支援体制整備事業計画の概要案について（資料１）

（２）市民ニーズ調査に係るアンケート案について（資料２－１、資料２－２）

（３）委員会全体スケジュール案について（資料３）

６．その他

＜配布資料＞

①　「令和４年度第１回犬山市地域福祉推進委員会　次第」
②　「犬山市地域福祉推進委員会委員名簿」
③　「犬山市地域福祉推進委員会規則」
④　「資料１　犬山市地域福祉計画・重層的支援体制整備事業計画等の策定概要について（案）」
⑤　「資料２－１　アンケート調査について」
⑥　「資料２－２　市民等へのアンケート案（一般市民、町会長、民生委員・児童委員）」
⑦　「資料３　委員会全体スケジュール案」

次回開催予定日:令和４年９月２２日(木)

犬山市地域福祉推進委員会委員名簿

（任期：令和４年４月１８日～令和７年４月１７日）

区分	名前	所属等
（１）	長岩　嘉文	日本福祉大学中央福祉専門学校
（２）	紀藤　秀夫	犬山市民生委員児童委員協議会
（２）	松浦　英幸	社会福祉法人犬山市社会福祉協議会
（２）	上垣外　勝安	犬山市ボランティア連絡協議会
（２）	栗原　正寛	社会福祉法人ともいき福祉会
（２）	加藤　圭子	犬山市心身障害児（者）父母の会
（２）	木村　敏夫	特定非営利活動法人ぽんぽこネットワーク
（２）	平手　みつゑ	公益社団法人犬山市シルバー人材センター
（３）	有川　かがり	愛知県江南保健所健康支援課
（３）	高木　友徳	一般社団法人尾北医師会犬山支部
（３）	大藏　真弓	一般社団法人尾北医師会地域ケア協力センター
（４）	谷　繁祐樹	犬山市小中学校PTA連合会
（４）	梅村　淳	犬山市青少年センター
（５）	伊藤　文秋	犬山商工会議所
（５）	森岡　万朱衣	楽田地区コミュニティ推進協議会
（５）	大井　美智子	在宅介護者
（５）	松本　里美	特定非営利活動法人シェイクハンズ

(1)　学識経験者
(2)　社会福祉団体の関係者
(3)　保健医療機関の関係者
(4)　教育機関の関係者
(5)　その他市長が必要と認める者

事務局：犬山市健康福祉部福祉課

犬山市地域福祉推進委員会規則

（趣旨）

第１条　この規則は、犬山市附属機関設置条例（平成２８年条例第３６号）第８条の規定に基づき、犬山市地域福祉推進委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第２条　委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1)　学識経験者

(2)　社会福祉団体関係者

(3)　保健医療機関関係者

(4)　教育機関関係者

(5)　その他市長が必要と認める者

（会長）

第３条　委員会に会長を置く。

２　会長は、委員の互選により定める。

３　会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

４　会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（招集及び議事）

第４条　委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときの会議は、市長が招集する。

２　会長は、会議の議長となる。

３　委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

４　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

５　委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第５条　委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において行う。

（補則）

第８条　この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

１　この規則は、令和４年４月１日から施行する。

資料１

～地域共生社会に向けた包括的支援体制を整備します～

犬山市地域福祉計画・重層的支援体制整備事業計画等の策定概要について（案）

１　現状及び課題

現在、地域や家庭の困りごとや課題は、「介護」と「育児」のダブルケアや 8050 をはじめとしたひきこもりの問題など、様々な要因が複雑・複合化して発生しているケースが少なくありません。一方で、行政をはじめとする支援機関の相談体制は依然として縦割り部分があり、世代や属性を超えた支援体制の構築が課題となっています。

２　犬山市地域福祉計画・重層的支援体制整備事業計画等策定の考え方

国においては令和３年４月から重層的支援体制整備事業を創設していることから、当市においてもこれに対応するため、子どもや障害者、高齢者、生活困窮者等の分野を超え、全世代に対する相談や支援を包括的に提供できる体制を令和５年度から本格的に展開していく予定です。また、「重層的支援体制」構築の第一歩として、令和４年４月１日より、福祉課と高齢者支援課の相談窓口を統合した「ふくし総合相談窓口」を設置したところです。

▼

本格的に重層的支援体制を整えるためには、市民ニーズ調査や各関係機関と協働して合意形成を図ることなどが必要なため、地域共生社会の理念を示す「地域福祉計画」に加え、より実践的な「重層的支援体制整備事業計画」を策定する必要があります。

３　犬山市地域福祉計画・重層的支援体制整備事業計画等の位置づけ

○犬山市地域福祉計画

社会福祉法第 107 条の規定に基づく計画で、当市における高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉その他福祉の各分野における「上位計画」として位置づけます。

○犬山市重層的支援体制整備事業計画

社会福祉法第 106 条の 5 の規定に基づき、当市において重層的支援体制整備事業を実施するために必要な事業の提供体制などを定める「実施計画」として位置づけます。

○犬山市成年後見制度利用促進計画

成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条の規定に基づき、当市における成年後見制度の利用の促進に関する施策について基本的な事項を定める「実施計画」として位置づけます。

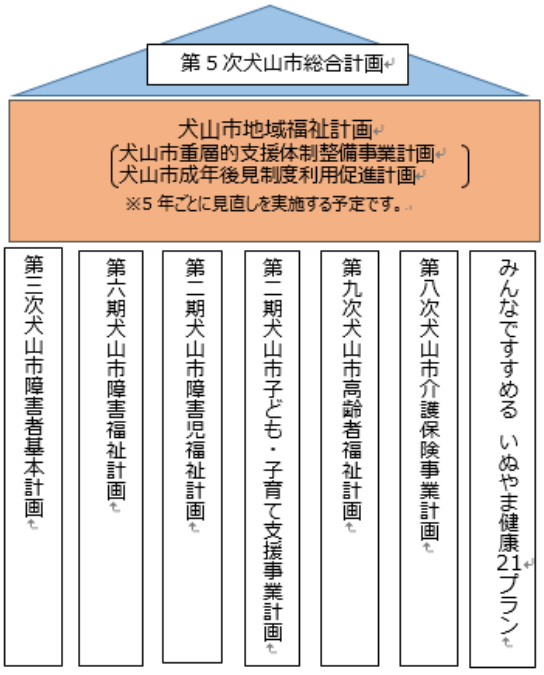

4　目指すべき姿

〇既存の枠組みにとらわれず、各分野の関係機関が連携して計画策定をすることにより、重層的支援体制の構築に取り組むために必要な目標や具体的な方策が整理・共有でき、総合的な支援の仕組みづくりが効果的に推進されます。

〇従来の分野ごとの国・県補助金に加え、計画に基づく重層的支援体制の強化に資する新たな事業などについても、国の補助金などの活用が可能となり、積極的な事業展開が図れます。

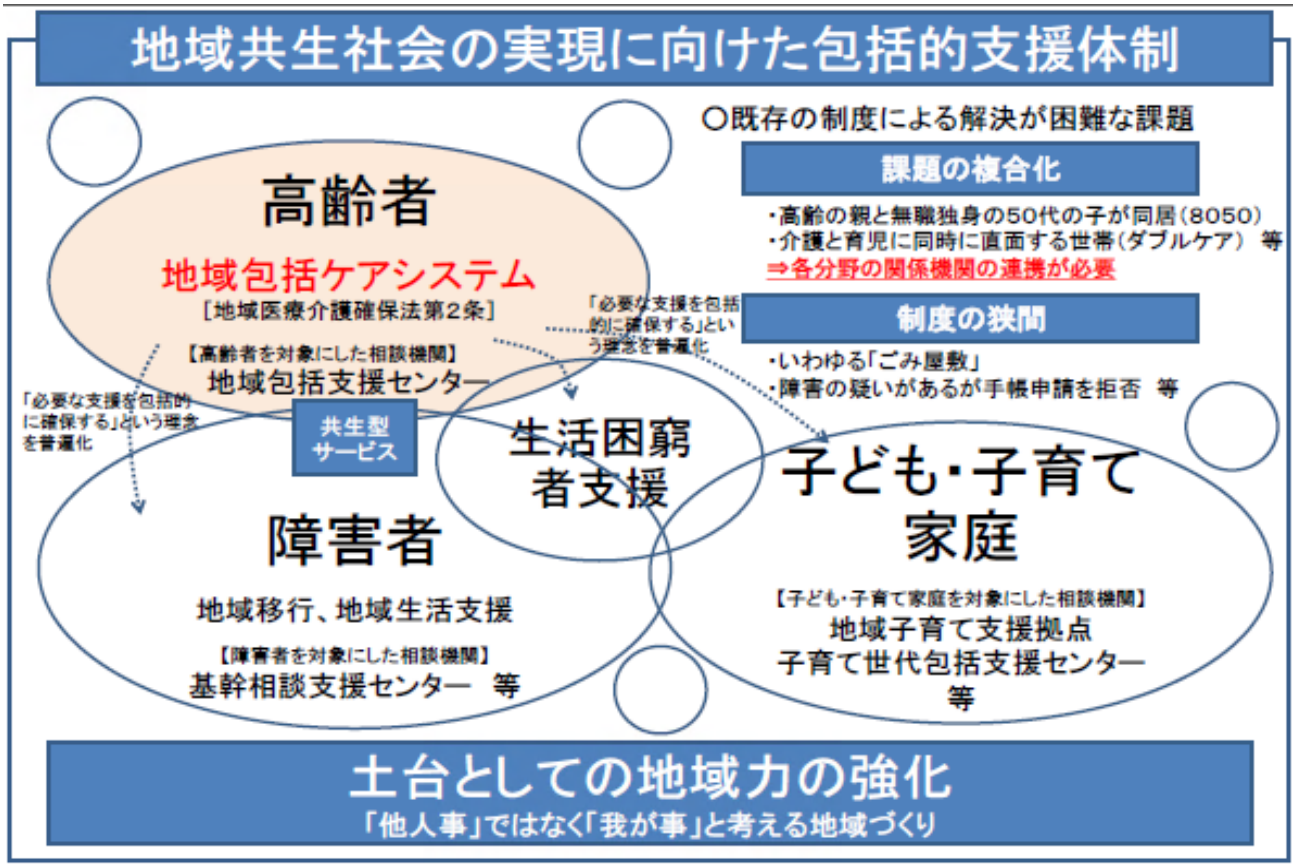

出典　厚生労働省　地域包括ケアシステムなどとの関係

5　概略スケジュール　※詳細スケジュールは別紙資料３のとおり

令和３年 11 月～	重層的支援体制整備に関する庁内検討開始
令和４年２月	計画策定支援業務委託契約締結
４月	福祉課・高齢者支援課の相談窓口を統合した「ふくし総合相談窓口」を設置
	犬山市地域福祉推進委員会（計画策定の附属機関）設置
５月～12 月	市民ニーズ調査・団体ヒアリング・タウンミーティング実施
令和５年３月	計画策定
令和５年４月～	計画に基づいた支援体制の運用開始

資料2-1

アンケート調査について

＜実施する調査＞

調査対象	①一般市民調査 （市内在住の満 18 歳以上の一般市民）	②町会長調査	③民生委員・児童委員調査
配 布 数 （予定）	2,000 人	350 人	130 人

合計 2,480 人

＜調査目的＞

地域福祉計画・重層的支援体制整備計画は本市にとって初の計画となります。まずは計画の核となる市民の地域意識及び福祉意識の把握をアンケート調査にて行います。

本アンケートの結果を基に計画立案及び必要な施策を検討します。

＜調査項目案と設定趣旨＞

①一般市民調査

区分	問番	質問項目	設定趣旨
調査対象者の属性	1	性別	調査対象者の属性を把握する
	2	年齢	
	3	世帯構成	
	4	職業	
	5	居住地区（小学校区）	
	6	居住年数	
地域での助け合いについて	7	「福祉」への関心度	福祉及び各分野への関心度を把握する
	7-1	関心のある分野	
	8	「地域」の範囲	「地域」と考えている範囲を把握する
	9	地域での助け合いの必要性	共助を必要と考えている割合を把握する
	10	助け合いが可能な地域の範囲	共助に最適な「地域」の範囲を把握する
	11	地域に手助けしてほしいこと	共助について「してほしいこと」と「できること」を把握する
	12	地域に手助けできること	
地域福祉活動について	13	日常生活上の悩みや不安の有無	住民にとっての相談の状況を把握する
	13-1	悩みや不安の対象	
	13-2	悩みや不安の相談先	
	14	市内の相談窓口の認知度	相談支援機関の認知度を把握する
	15	必要な福祉情報の入手先	福祉情報のおもな入手方法を把握する

（つづく）

（つづき）

区分	問番	質問項目	設定趣旨
（地域福祉活動について）	16	地域活動への参加状況	地域活動への参加状況、参加意向、参加したくない理由を把握する
	16-1	参加したことがある地域活動	
	17	地域活動への参加意向	
	17-1	参加したい地域活動	
	17-2	活動に参加したくない理由	
成年後見制度について	18	成年後見制度の認知度	成年後見制度の認知度、利用意向、利用したくない理由を把握する
	19	成年後見制度の利用意向	
	19-1	制度を利用したくない理由	
災害時の避難について	20	災害時避難の際の手助けの必要性	災害時避難の際の共助のニーズについて把握する
	20-1	避難を手伝ってくれる人の有無	
	20-2	避難が難しい人への手助けの可否	
	21	地域での個人情報の共有の必要性	個人情報登録に対する意識を把握する
地域福祉全般について	22	地域福祉関連の講習等の参加意向	地域福祉についての学習意欲を把握する
	23	福祉に関する地域の課題	住民が考えている地域福祉課題を把握する
	24	地域福祉推進のために住民ができること	地域福祉推進のために住民ができることと、必要と考えている施策を把握する
	25	地域福祉推進のために必要なこと	
	26	犬山市の暮らしやすさへの評価	犬山市の暮らしやすさへの分野別（介護・障害・子ども・困窮）評価を把握する
	－	地域福祉全般についての意見・要望	自由記述形式で意見・要望を把握する

②町会長調査

区分	問番	質問項目	設定趣旨
調査対象者の属性	1	性別	調査対象者の属性を把握する
	2	年齢	
	3	在職年数	
町内会の活動について	4	所属小学校区	町内会の所属地区を把握する
	5	町内会の現在の活動内容	現在の活動分野を把握する
	6	十分にできていないと思う活動	不十分と感じている活動を把握する
	7	町内会活動を行う上での課題	町内会活動の運営上の課題を把握する
	8	他の組織・団体との連携の有無	他組織等との連携の状況と、今後の連携意向、連携の障壁について把握する
	8-1	連携している組織・団体	
	9	他の組織・団体との連携の意向	
	9-1	今後連携したい組織・団体	
	9-2	組織等と連携する上で困ること	
	10	行政との協働の意向	行政との協働の意向の有無を把握する
	10-1	行政と協働したい活動内容	
	11	活動の充実に必要な行政の支援	活動に対する行政支援のニーズを把握する
地域福祉について	12	地域のつながりの強さ	町会長として感じる地域のつながりの程度を把握する
	13	地域福祉に望ましい行政と住民との関係	地域福祉を考える上で望ましい行政と住民との関係を把握する
	14	福祉に関する地域の課題	町会長として感じる地域福祉課題を把握する
	15	地域福祉推進のために必要なこと	地域福祉推進のために必要と考えている施策を把握する
	16	犬山市の暮らしやすさへの評価	犬山市の暮らしやすさへの分野別（介護・障害・子ども・困窮）評価を把握する
	－	地域福祉全般や地域での困りごとについての意見・要望	自由記述形式で意見・要望を把握する

③民生委員・児童委員調査

区分	問番	質問項目	設定趣旨
調査対象者の属性	1	性別	調査対象者の属性を把握する
	2	年齢	
	3	在職年数	
民生委員・児童委員の活動について	4	担当地区	委員の担当地区を把握する
	5	十分にできていないと思う活動	不十分と感じている活動を把握する
	6	委員の活動を行う上での課題	委員の活動の遂行上の課題を把握する
	7	他の組織・団体との連携の有無	他組織等との連携の状況と、今後の連携意向、連携の障壁について把握する
	7-1	連携している組織・団体	
	8	他の組織・団体との連携の意向	
	8-1	今後連携したい組織・団体	
	8-2	組織等と連携する上で困ること	
	9	活動の充実に必要な行政の支援	活動に対する行政支援のニーズを把握する
地域福祉について	10	地域のつながりの強さ	委員として感じる地域のつながりの程度を把握する
	11	地域福祉に望ましい行政と住民との関係	地域福祉を考える上で望ましい行政と住民との関係を把握する
	12	福祉に関する地域の課題	委員として感じる地域福祉課題を把握する
	13	地域福祉推進のために必要なこと	地域福祉推進のために必要と考えている施策を把握する
	14	犬山市の暮らしやすさへの評価	犬山市の暮らしやすさへの分野別（介護・障害・子ども・困窮）評価を把握する
	―	地域福祉全般や委員活動での困りごとについての意見・要望	自由記述形式で意見・要望を把握する

資料２－２

犬山市 地域福祉に関するアンケート調査（案）

（一般市民用）

＜調査ご協力のお願い＞

市民の皆様には、日頃から市政に対し、ご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

現在、市では「犬山市地域福祉計画・重層的支援体制整備事業実施計画」の策定に取り組んでいます。この計画は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる仕組みを、地域における支え合い・助け合いによってつくりあげていこうとするものです。

この調査は、市民の皆様の福祉に対する考え方や地域との関わり方などの実態を把握するために実施するもので、皆様のお考えやご意見を踏まえて計画を策定していくことを目的としています。

この調査は、18 歳以上の市民の皆様から無作為に 2,000 人を選んで、ご協力をお願いしています。お答えいただきました回答はすべて統計的に処理し、個人が特定されることはありません。また個々の回答内容を公表したり、調査の目的以外に使用したりすることはありません。

お忙しいところ恐縮ですが、調査の趣旨をご理解のうえ、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

令和４年４月

犬山市長　　山田　拓郎

＜ご記入にあたってのお願い＞

１　このアンケートは、あて名の方ご本人がお答えください。ご本人が記入できない場合は、ご本人の意見を聞きながらご家族の方と一緒にお答えいただいてかまいません。
２　回答は、選択項目の中からあてはまるものの番号を◯印で囲んでください。また、質問ごとに（◯は１つ）（◯はいくつでも）など回答の数を示しておりますので、その指示にしたがってお答えください。
３　「その他」に回答された方は、その具体的な内容を（　）内にご記入ください。
４　答えたくない質問については、お答えいただかなくてもかまいません。
５　ご記入いただいた調査票は、無記名のまま同封の返信用封筒に入れて、**令和４年　月　日（　）までに**、ポストに投函してください。

ご記入にあたってわからないことがありましたら、下記までお問い合わせください。

犬山市　福祉課
電　話：０５６８－４４－０３２０
ＦＡＸ：０５６８－４４－０３６４

１　あなたご自身のことについて

問１　あなたの性別は何ですか。（○は１つ）

１　男性　　２　女性　　３　回答しない

問２　あなたの年齢は何歳ですか。（令和４年４月１日現在でお答えください。）（○は１つ）

１　10 歳代　　２　20 歳代　　３　30 歳代
４　40 歳代　　５　50 歳代　　６　60 歳代
７　70 歳代　　８　80 歳以上

問３　あなたの世帯の構成は、次のうちどれですか。（○は１つ）

１　ひとり暮らしの世帯
２　夫婦のみの世帯
３　親と子の２世代世帯
４　親・子・孫の３世代世帯
５　その他（　　）

問４　あなたの現在のおもな職業は、次のうちどれですか。（○は１つ）

１　自営業　　２　会社員
３　パート・アルバイト・派遣など　　４　公務員・団体職員
５　家事専業　　６　学生
７　無職　　８　その他（　　）

問５　あなたのお住まいの小学校区は、次のうちどれですか。（○は１つ）

１　犬山北	２　犬山南	３　犬山西
４　城東	５　今井	６　栗栖
７　羽黒	８　東	９　楽田
10　池野	11　わからない	

問６　あなたは、犬山市に住んで通算で何年になりますか。（○は１つ）

１　５年未満	２　５年～10 年未満	３　10 年～20 年未満
４　20 年～30 年未満	５　30 年～40 年未満	６　40 年以上

２　地域での助け合いについて

問７　あなたは、「福祉」に関心がありますか。（○は１つ）

１　とても関心がある　　→問７－１へ
２　ある程度関心がある　　→問７－１へ
３　あまり関心がない
４　まったく関心がない

【問７で「１　とても関心がある」「２　ある程度関心がある」のいずれかと答えた方にお聞きします。】
問７－１　「福祉」のどのような分野に関心がありますか。（○はいくつでも）

１　子育て支援
２　高齢者支援
３　障害のある方の支援
４　生活困窮者支援
５　外国住民への支援
６　地域での助け合い
７　災害援助
８　その他（　　）

問８　あなたにとって身近に感じる「地域」とは、どこまでの範囲のことだと思いますか。
（○は１つ）

１　隣近所
２　町内会
３　小学校区
４　中学校区
５　犬山市全体
６　その他（　　）

問９　あなたは、安心して暮らせる地域社会を実現するために、近隣住民同士の助け合いが必要だと思いますか。（○は１つ）

１　必要だと思う
２　どちらかといえば必要だと思う
３　どちらかといえば必要でないと思う
４　必要でないと思う
５　わからない

問10　近隣住民同士が互いに助け合うとしたら、地域のどの範囲が最もよいと思いますか。
（○は１つ）

１　町内会
２　小学校区
３　中学校区
４　犬山市全体
５　その他（　　）
６　わからない

問 11　あなたやあなたのご家族の日常生活において、地域の人にお願いしたいと思うことは何ですか（公的な支援サービスを除く）。（○はいくつでも）

1　安否確認の声かけ・見守り
2　災害時の手助け
3　話し相手
4　子どもの預かり
5　外出の手伝い（通院など）
6　買い物の手助け
7　庭の手入れや清掃
8　部屋の清掃
9　ごみ出し
10　その他（　　）
11　特にない

問 12　近隣で困っている家庭があった場合、あなたはどのような手助けができると思いますか。（○はいくつでも）

1　安否確認の声かけ・見守り
2　災害時の手助け
3　話し相手
4　子どもの預かり
5　外出の手伝い（通院など）
6　買い物の手助け
7　庭の手入れや清掃
8　部屋の清掃
9　ごみ出し
10　その他（　　）
11　特にない

３　地域福祉活動について

問 13　あなたは、毎日の生活の中で、誰かに相談したい悩みや不安がありますか。
（○は１つ）

１　ある　　→問 13－１、問 13－２へ
２　ない

【問 13 で「１　ある」と答えた方にお聞きします。】
問 13－１　それは、どのようなことに関する悩みや不安ですか。（○はいくつでも）

１　自分の健康
２　家族の健康
３　介護
４　子育て
５　近所づきあい
６　住まい
７　仕事
８　収入・家計
９　財産の管理や契約
10　災害・治安
11　その他（　　）

【問 13 で「1　ある」と答えた方にお聞きします。】

問 13－２　悩みや不安を誰（どこ）に相談したいですか。（○はいくつでも）

1　家族・親戚
2　友人・知人
3　近所の人
4　町内会の役員
5　民生委員・児童委員
6　市役所（出張所含む）
7　社会福祉協議会
8　高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）
9　障害者基幹相談支援センター
10　保健センター・市民健康館
11　病院・診療所
12　誰（どこ）に相談すればよいのかわからない
13　相談したくない
14　その他（　　）

問 14　あなたは、市内にある以下の相談窓口を知っていますか。（○は１つずつ）

	相談したことがある	名前は知っているが、相談したことはない	知らない
１）高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）	1	2	3
２）犬山市障害者基幹相談支援センター（犬山市役所福祉課内）	1	2	3
３）犬山市子育て世代包括支援センター（犬山市保健センター内）	1	2	3
４）犬山市青少年センター（犬山市役所文化スポーツ課内）	1	2	3
５）くらし自立サポートセンター（犬山市役所福祉課内）	1	2	3
６）家庭児童相談室（犬山市保健センター内）	1	2	3
７）子ども家庭総合支援拠点（犬山市役所子ども未来課内）	1	2	3

問 15　あなたは、生活に必要な福祉サービスの情報をどこから得ていますか。（○はいくつでも）

1　家族・親戚
2　友人・知人
3　隣近所の人
4　民生委員・児童委員
5　社会福祉協議会
6　ボランティア・ＮＰＯ
7　市の相談窓口
8　市の広報・市のパンフレット
9　新聞・雑誌
10　テレビ・ラジオ
11　インターネット
12　学校・職場
13　病院・診療所
14　その他（　　）

問 16　あなたは、住民主体の地域活動に参加したことがありますか（過去 10 年以内）。（○は１つ）

1　現在、参加している　　→問 16－１へ
2　参加したことがある　　→問 16－１へ
3　参加したことはない

【問 16 で「1　現在、参加している」「2　参加したことがある」のいずれかと答えた方にお聞きします。】

問 16－1　どのような活動に参加したことがありますか。（○はいくつでも）

1　福祉のまちづくり支援活動
2　高齢者支援活動
3　障害者支援活動
4　子ども子育て支援活動
5　青少年支援活動
6　ひきこもり支援
7　生活困窮者支援
8　外国人との共生を支援する活動
9　保健支援活動
10　町内会やコミュニティ活動
11　ＰＴＡ
12　子ども会
13　地域の防犯・交通安全活動
14　地域の防災活動
15　地域の清掃活動
16　その他（　　）

問 17　あなたは、今後、住民主体の地域活動に参加したいと思いますか。（○は１つ）

1　ぜひ参加したい　　→問 17－１へ
2　できれば参加したい　　→問 17－１へ
3　あまり参加したくない　　→問 17－２へ
4　参加したくない　　→問 17－２へ
5　わからない

【問 17 で「1　ぜひ参加したい」「2　できれば参加したい」のいずれかと答えた方にお聞きします。】

問 17－1　どのような活動に参加したいですか。（○はいくつでも）

1　福祉のまちづくり支援活動
2　高齢者支援活動
3　障害者支援活動
4　子ども子育て支援活動
5　青少年支援活動
6　ひきこもり支援
7　生活困窮者支援
8　外国人との共生を支援する活動
9　保健支援活動
10　町内会やコミュニティ活動
11　ＰＴＡ
12　子ども会
13　地域の防犯・交通安全活動
14　地域の防災活動
15　地域の清掃活動
16　その他（　　）

【問 17 で「3　あまり参加したくない」「4　参加したくない」のいずれかと答えた方にお聞きします。】

問 17－2　活動に参加したくない理由は何ですか。（○はいくつでも）

1　興味や関心のある活動がないから
2　時間がない・忙しいから
3　わずらわしいから
4　一緒に活動してくれる人がいないから
5　自分の健康状態が良くないから
6　有償の活動でないから
7　参加方法がわからない
8　家族の理解が得られない
9　その他（　　）

４　成年後見制度について

問 18　あなたは、「成年後見制度」について知っていますか。（○は１つ）

１　利用したことがある
２　名前は知っているが、利用したことはない
３　知らない

※成年後見制度：認知症や障害などの理由で判断能力の不十分な人に代わって、家庭裁判所が選んだ成年後見人などが財産管理や福祉サービスなどの契約を行う制度です。

問 19　あなたやあなたの家族が、財産管理や契約などについての判断が十分にできなくなった場合、成年後見制度を利用してみたいですか。（○は１つ）

１　利用したい
２　利用したくない　　→問 19－１へ
３　わからない

【問 19 で「２　利用したくない」と答えた方にお聞きします。】
問 19－１　成年後見制度を利用したくない理由は何ですか。（○はいくつでも）

１　制度についてよく知らないから
２　利用にかかる費用が心配だから
３　誰が後見人になるかわからないから
４　申請手続きが大変そうだから
５　制度を利用しなくても家族で対応できるから
６　その他（　　）

５　災害時の避難について

問 20　あなたは、地震や台風などの災害時に避難する場合、自分で避難することが難しいなどの理由で誰かの手助けが必要ですか。（○は１つ）

１　手助けが必要である　　→問 20－１へ
２　手助けは必要ない　　→問 20－２へ
３　わからない　　→問 20－２へ

【問 20 で「１　手助けが必要である」と答えた方にお聞きします。】
問 20－１　あなたが避難所や避難場所に行くのを手伝ってくれる人はいますか。（○は１つ）

１　いる
２　いない
３　わからない

【問 20 で「２　手助けは必要ない」「３　わからない」のいずれかと答えた方にお聞きします。】
問 20－２　あなたは、自分で避難することが難しい人（高齢者や障害のある人など）のために何か手助けができると思いますか。（○は１つ）

１　自分から手助けできると思う
２　助けを求められたら、手助けできると思う
３　事前に頼まれていれば、手助けできると思う
４　自分や家族のことで精一杯で、手助けできないと思う
５　その他（　　）
６　わからない

問 21　大規模災害などの備えとして、避難行動要支援者支援制度では要支援者名簿への登録を求めていますが、このように地域で個人情報を共有することについて、どう思いますか。（○は１つ）

1　かなり必要だと思う
2　ある程度必要だと思う
3　あまり必要だと思わない
4　必要だと思わない
5　どちらともいえない

※避難行動要支援者支援制度とは
１人でも多くの命を救うことを目的とした避難支援体制づくりのために市が避難行動要支援者を事前に名簿登録し、本人に同意を得たうえで名簿情報を関係者に平常時から提供します。このことで日頃から支援が必要な方が「どこに」「どのような状態」でいるのかを予め把握し、災害発生時の支援や安否確認を行うことをめざしたしくみです。

６　地域福祉全般について

問 22　あなたは、今後、地域福祉に関する講習や説明会などがあれば参加したいと思いますか。（○は１つ）

1　ぜひ参加したい
2　できれば参加したい
3　あまり参加したくない
4　参加したくない
5　わからない

問 23　あなたの住んでいる地域では、福祉に関して、どのような課題や問題があると思いますか。（○はいくつでも）

1　身のまわりのことについて、相談できる人がいない
2　住民同士のまとまりや助け合いが少ない
3　町内会・まちづくりなどの役員のなり手・担い手が少ない
4　多世代（幅広い世代の人々）の交流やつきあいが少ない
5　地域の行事や活動が活発でない
6　地域の人が気軽に集まれる場所が少ない
7　介護疲れやストレスの問題
8　社会参加や生きがいづくりの機会が十分でない
9　孤立や孤立死どの問題
10　ひきこもりの問題
11　貧困の問題
12　虐待の問題
13　育児疲れやストレスの問題
14　子どものいじめや不登校の問題
15　子どもが安心して登下校できるような体制づくり
16　子どもが安心して遊べる場所が少ない
17　災害時に安心して避難できる支援体制の整備
18　地域の防犯
19　地域の外国人とのコミュニケーションが難しい
20　その他（　　）
21　特にない

問 24　地域で一人ひとりが安心して暮らしていくために、住民のひとりとしてあなたができることはどんなことがあると思いますか。（○は１つ）

1　地域活動に積極的に参加する
2　できるだけ地域でのできごとに関心を持つ
3　学校での行事など、家族に関係ある範囲内の活動には参加する
4　まずは家庭内の問題（コミュニケーション不足など）を解決する
5　その他（　　）
6　特にない

問 25　地域福祉の推進のためにはどのようなことが必要だと思いますか。（○はいくつでも）

1　ボランティアなどの地域活動への参加の促進や支援の充実
2　住民が共に支え合う仕組みづくりへの支援（住民同士や行政との連絡の強化など）
3　住民が誰でも気軽に集える交流の場づくり
4　住民が誰でも気軽に利用できる福祉活動の拠点の整備
5　緊急時や災害時に身近な地域で助け合う体制づくり
6　弱い立場の人への人権侵害や虐待をなくし権利を守る仕組みづくり
7　地域における保健や福祉に関する活動の中心となる人材の育成
8　身近な場所や地域での相談窓口の充実
9　保健や福祉に関する情報提供の充実
10　高齢者や障害のある方の住み慣れた地域での在宅生活を支援するサービスの充実
11　学校教育や生涯学習における福祉教育の充実
12　公共の場のバリアフリー化（階段へのスロープ併設や視覚障害者向けの点字など）
13　その他（　　）
14　わからない

問 26　あなたにとって現在、犬山市はどのようなまちだと思いますか。（○は１つずつ）

	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	わからない
１）高齢者が暮らしやすいまち	1	2	3	4	5
２）障害のある人が暮らしやすいまち	1	2	3	4	5
３）子育てがしやすいまち	1	2	3	4	5
４）困ったときに助け合えるまち	1	2	3	4	5

最後に、地域福祉全般についてご意見やご要望がありましたら、ご自由にお書きください。

調査にご協力いただき、ありがとうございました。
同封の返信用封筒に入れて、**令和４年　月　日（　）までに**ポストに投函してください。

資料２－２

犬山市　地域福祉に関するアンケート調査（案）

（町会長用）

＜調査ご協力のお願い＞

市民の皆様には、日頃から市政に対し、ご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

現在、市では「犬山市地域福祉計画・重層的支援体制整備事業実施計画」の策定に取り組んでいます。この計画は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる仕組みを、地域における支え合い・助け合いによってつくりあげていこうとするものです。

この調査は、市民の皆様の福祉に対する考え方や地域との関わり方などの実態を把握するために実施するもので、皆様のお考えやご意見を踏まえて計画を策定していくことを目的としています。

この調査は、市の行政事務の一部を委嘱している地域のリーダーである町会長の方々を対象に、町内会活動や地域の現状や課題などを把握するために実施するものです。お答えいただきました回答はすべて統計的に処理し、個人が特定されることはありません。また個々の回答内容を公表したり、調査の目的以外に使用したりすることはありません。

お忙しいところ恐縮ですが、調査の趣旨をご理解のうえ、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

令和４年４月

犬山市長　　山田　拓郎

＜ご記入にあたってのお願い＞

１　このアンケートは、町会長様個人でお答えください。
２　回答は、選択項目の中からあてはまるものの番号を◯印で囲んでください。また、質問ごとに（◯は１つ）（◯はいくつでも）など回答の数を示しておりますので、その指示にしたがってお答えください。
３　「その他」に回答された方は、その具体的な内容を（　）内にご記入ください。
４　答えたくない質問については、お答えいただかなくてもかまいません。
５　ご記入いただいた調査票は、無記名のまま同封の返信用封筒に入れて、**令和４年　月　日（　）までに**、ポストに投函してください。

ご記入にあたってわからないことがありましたら、下記までお問い合わせください。

犬山市　福祉課
電　話：０５６８－４４－０３２０
ＦＡＸ：０５６８－４４－０３６４

１　あなたご自身のことについて

問１　あなたの性別は何ですか。（○は１つ）

１　男性　　２　女性　　３　回答しない

問２　あなたの年齢は何歳ですか。（令和４年４月１日現在でお答えください。）

歳

問３　あなたは、町会長を務めて通算で何年になりますか。（○は１つ）

１　１年未満　　２　１年～３年未満　　３　３年～５年未満

４　５年～10 年未満　　５　10 年以上

２　町内会の活動について

問４　あなたの町内会が所属している小学校区は、次のうちどれですか。（○は１つ）

１　犬山北小学校区
２　犬山南小学校区
３　犬山西小学校区
４　城東小学校区
５　今井小学校区
６　栗栖小学校区
７　羽黒小学校区
８　東小学校区
９　楽田小学校区
10　池野小学校区

問５　あなたの町内会で行っている活動の分野は、次のうちどれですか。（○はいくつでも）

１　防犯・交通安全活動
２　防災活動
３　子ども・子育て支援活動
４　高齢者支援活動
５　健康づくり活動
６　障害のある人の支援活動
７　生活困窮者支援活動
８　美化活動
９　緑化活動
10　環境向上活動
11　地域住民のふれあい活動

問６　あなたの町内会で行っている活動のうち、十分にできていないと思っている活動はどれですか。（○はいくつでも）

１　防犯・交通安全活動

２　防災活動

３　子ども・子育て支援活動

４　高齢者支援活動

５　健康づくり活動

６　障害のある人の支援活動

７　生活困窮者支援活動

８　美化活動

９　緑化活動

10　環境向上活動

11　地域住民のふれあい活動

12　どの活動も十分にできている

問７　町内会の活動を行う上での課題や問題は、次のうちどれですか。（○はいくつでも）

１　定期的な地域活動やイベントへの参加者が少ない

２　活動への若い人の参加が少ない

３　役員のなり手が少ない、または、役員選出の調整が難しい

４　新しい居住者や単身者が多く、活動に対する関心が低い

５　活動がマンネリ化している

６　活動に必要な資金が不足している

７　集会などのための場所の確保が難しい

８　町内会と行政との間で密に連携をとるための体制が整っていない

９　その他（　　）

10　特にない

問８　町内会活動において、市内の他の組織や団体との連携はありますか。（○は１つ）

１　ある　　→問８－１へ

２　ない

【問８で「１　ある」と答えた方にお聞きします。】
問８－１　連携している市内の組織や団体は次のうちどれですか。（○はいくつでも）

１　他の町内会

２　ボランティア

３　ＮＰＯ

４　福祉活動団体

５　老人クラブ

６　子ども会

７　防災組織

８　福祉施設、福祉サービス事業所

９　市役所（出張所含む）

10　高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）

11　障害者基幹相談支援センター

12　子育て世代包括支援センター・家庭児童相談室・子ども家庭総合支援拠点

13　くらし自立サポートセンター

14　保健センター・市民健康館

15　青少年センター

16　保育園・認定こども園（子ども未来園）、幼稚園

17　学校

18　社会福祉協議会

19　その他（　　）

問９　町内会活動において、今後連携したい組織や団体はありますか。（○は１つ）

１　ある　　→問９－１、９－２へ

２　ない

【問９で「１　ある」と答えた方にお聞きします。】
問９－１　今後連携したい市内の組織や団体は次のうちどれですか。（○はいくつでも）

１　他の町内会

２　ボランティア

３　ＮＰＯ

４　福祉活動団体

５　老人クラブ

６　子ども会

７　防災組織

８　福祉施設、福祉サービス事業所

９　市役所（出張所含む）

10　高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）

11　障害者基幹相談支援センター

12　子育て世代包括支援センター・家庭児童相談室・子ども家庭総合支援拠点

13　くらし自立サポートセンター

14　保健センター・市民健康館

15　青少年センター

16　保育園・認定こども園（子ども未来園）、幼稚園

17　学校

18　社会福祉協議会

19　その他（　　）

【問９で「１　ある」と答えた方にお聞きします。】

問９－２　他の組織や団体と連携しようとする上で困っていることはありますか。（○はいくつでも）

１　連携したい相手と出会う機会がない

２　連携したい相手に連携の必要性を理解してもらえない

３　連携したい相手に町内会の活動を十分に理解してもらえない

４　連携したい相手が多忙で協力してもらえない

５　連携の仲介や調整を頼める人がいない

６　町内会の活動が多忙でなかなか連携に取りかかれない

７　その他（　　）

８　特にない

問 10　今後、行政と協力して地域活動を行うことについては、どのようにお考えですか。（○は１つ）

１　積極的に協力したい　　→問 10－１へ

２　要請があれば協力したい　　→問 10－１へ

３　興味がある内容であれば協力したい　　→問 10－１へ

４　協力の必要性を感じていない

５　その他（　　）

【問 10 で「１～３　協力したい」と答えた方にお聞きします。】

問 10－１　行政と協働して特に積極的に取り組みたい活動は、次のうちどれですか。（○はいくつでも）

１　防犯・交通安全活動

２　防災活動

３　子ども・子育て支援活動

４　高齢者支援活動

５　健康づくり活動

６　障害のある人の支援活動

７　生活困窮者支援活動

８　美化活動

９　緑化活動

10　環境向上活動

11　地域住民のふれあい活動

12　その他（　　）

問 11　今後の活動の充実、活性化のために、行政に期待する支援は何ですか。（○はいくつでも）

１　他の町内会や市との意見交換の機会の充実

２　活動拠点となる場所の充実・確保に対する支援

３　先進事例の紹介など、取組を支援するための情報提供

４　町内会での新たな担い手となる人材の育成支援

５　活動に対する資金援助などの経済的支援

６　町内会の役員の負担の軽減

７　その他（　　）

８　特にない

３　地域福祉について

問 12　あなたがお住まいの地域では、地域のつながりは強いと思いますか。（○は１つ）

１　近所づきあいが多く、つながりはとても強いと思う

２　近所づきあいがあり、つながりはある程度強いと思う

３　あいさつをする程度の近所づきあいしかなく、つながりはあまり強くないと思う

４　近所づきあいがほとんどなく、つながりは強くないと思う

５　わからない

問 13　地域の福祉を考える上で、行政と住民とはどのような関係にあるべきだと思いますか。（○は１つ）

１　福祉は行政の責任で行うべきであり、住民は特に協力することはない

２　福祉は行政の責任で行うべきだが、行政の手の届かない課題については住民が協力していくべきである

３　福祉は行政と住民が協力して、ともに取り組むべきである

４　家庭や地域で助け合うのが先で、できない場合に行政が援助すべきである

５　その他（　　）

６　わからない

問 14　あなたがお住まいの地域では、福祉に関して、どのような課題や問題があると思いますか。（○はいくつでも）

1　身のまわりのことについて、相談できる人がいない

2　住民同士のまとまりや助け合いが少ない

3　町内会・まちづくりなどの役員のなり手・担い手が少ない

4　多世代（幅広い世代の人々）の交流やつきあいが少ない

5　地域の行事や活動が活発でない

6　地域の人が気軽に集まれる場所が少ない

7　介護疲れやストレスの問題

8　社会参加や生きがいづくりの機会が十分でない

9　孤立や孤立死などの問題

10　ひきこもりの問題

11　貧困の問題

12　虐待の問題

13　育児疲れやストレスの問題

14　子どものいじめや不登校の問題

15　子どもが安心して登下校できるような体制づくり

16　子どもが安心して遊べる場所が少ない

17　災害時に安心して避難できる支援体制の整備

18　地域の防犯

19　地域の外国人とのコミュニケーションが難しい

20　その他（　　）

21　特にない

問 15　地域福祉の推進のためにはどのようなことが必要だと思いますか。（○はいくつでも）

1　ボランティアなどの地域活動への参加の促進や支援の充実

2　住民が共に支え合う仕組みづくりへの支援（住民同士や行政との連絡の強化など）

3　住民が誰でも気軽に集える交流の場づくり

4　住民が誰でも気軽に利用できる福祉活動の拠点の整備

5　緊急時や災害時に身近な地域で助け合う体制づくり

6　弱い立場の人への人権侵害や虐待をなくし権利を守る仕組みづくり

7　地域における保健や福祉に関する活動の中心となる人材の育成

8　身近な場所や地域での相談窓口の充実

9　保健や福祉に関する情報提供の充実

10　高齢者や障害のある方が住み慣れた地域での在宅生活を支援するサービスの充実

11　学校教育や生涯学習における福祉教育の充実

12　公共の場のバリアフリー化（階段へのスロープ併設や視覚障害者向けの点字など）

13　その他（　　）

14　わからない

問 16　あなたにとって現在、犬山市はどのようなまちだと思いますか。（○は１つずつ）

	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	わからない
１）高齢者が暮らしやすいまち	1	2	3	4	5
２）障害のある人が暮らしやすいまち	1	2	3	4	5
３）子育てがしやすいまち	1	2	3	4	5
４）困ったときに助け合えるまち	1	2	3	4	5

最後に、地域福祉全般や地域での困りごとについてご意見やご要望がありましたら、ご自由にお書きください。

調査にご協力いただき、ありがとうございました。
同封の返信用封筒に入れて、**令和４年　月　日（　）までに**ポストに投函してください。

資料２－２

犬山市　地域福祉に関するアンケート調査（案）

（民生委員・児童委員用）

＜調査ご協力のお願い＞

市民の皆様には、日頃から市政に対し、ご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

現在、市では「犬山市地域福祉計画・重層的支援体制整備事業実施計画」の策定に取り組んでいます。この計画は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる仕組みを、地域における支え合い・助け合いによってつくりあげていこうとするものです。

この調査は、市民の皆様の福祉に対する考え方や地域との関わり方などの実態を把握するために実施するもので、皆様のお考えやご意見を踏まえて計画を策定していくことを目的としています。

この調査は、民生委員・児童委員の方々を対象に、日ごろの活動や地域の現状や課題などを把握するために実施するものです。お答えいただきました回答はすべて統計的に処理し、個人が特定されることはありません。また個々の回答内容を公表したり、調査の目的以外に使用したりすることはありません。

お忙しいところ恐縮ですが、調査の趣旨をご理解のうえ、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

令和４年４月

犬山市長　　山田　拓郎

＜ご記入にあたってのお願い＞

１　このアンケートは、あて名の方ご本人がお答えください。
２　回答は、選択項目の中からあてはまるものの番号を◯印で囲んでください。また、質問ごとに（◯は１つ）（◯はいくつでも）など回答の数を示しておりますので、その指示にしたがってお答えください。
３　「その他」に回答された方は、その具体的な内容を（　）内にご記入ください。
４　答えたくない質問については、お答えいただかなくてもかまいません。
５　ご記入いただいた調査票は、無記名のまま同封の返信用封筒に入れて、**令和４年　月　日（　）までに**、ポストに投函してください。

ご記入にあたってわからないことがありましたら、下記までお問い合わせください。

犬山市　福祉課
電　話：０５６８－４４－０３２０
ＦＡＸ：０５６８－４４－０３６４

１　あなたご自身のことについて

問１　あなたの性別は何ですか。（○は１つ）

１　男性　　２　女性　　３　回答しない

問２　あなたの年齢は何歳ですか。（令和４年４月１日現在でお答えください。）

歳

問３　あなたは、民生委員・児童委員を務めて通算で何年になりますか。（○は１つ）

１　１年未満　　２　１年～３年未満　　３　３年～５年未満

４　５年～10 年未満　　５　10 年以上

２　民生委員・児童委員の活動について

問４　あなたが活動を行っている地区は、次のうちどれですか。（〇はいくつでも）

１　犬山北

２　犬山南

３　城東

４　羽黒

５　楽田

６　池野

問５　委員の活動のうち、現状で十分にできていないと思っている活動はどれですか。（〇はいくつでも）

１　高齢者宅への訪問

２　高齢者宅への配食サービス

３　高齢者等への相談対応

４　子どもたちへの声かけ

５　乳幼児家庭への訪問

６　児童施設や高齢者施設の利用者との交流

７　地域サロンの実施

８　委員同士の情報交換

９　行政や関係機関との連絡・調整

10　研修会の実施・参加

11　防犯パトロール

12　その他（　　）

問６　委員の活動を行う上での課題や問題は、次のうちどれですか。（○はいくつでも）

１　地域サロンやイベントへの参加者が少ない

２　若い委員が少ない

３　地域福祉や委員の活動に対する住民の関心が低い

４　活動にやりがいを感じない

５　活動にかかる負担が大きい

６　担当地区の範囲が広く、住民への細やかな対応ができない

７　委員と行政との間で密に連携をとるための体制が整っていない

８　活動について相談できるところがない

９　その他（　　）

10　特にない

問７　委員の活動において、市内の他の組織や団体との連携はありますか。（○は１つ）

１　ある　　→問７－１へ

２　ない

【問７で「１　ある」と答えた方にお聞きします。】
問７－１　連携している市内の組織や団体は次のうちどれですか。（○はいくつでも）

１　他の町内会

２　ボランティア

３　ＮＰＯ

４　福祉活動団体

５　老人クラブ

６　子ども会

７　防災組織

８　福祉施設、福祉サービス事業所

９　市役所（出張所含む）

10　高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）

11　障害者基幹相談支援センター

12　子育て世代包括支援センター・家庭児童相談室・子ども家庭総合支援拠点

13　くらし自立サポートセンター

14　保健センター・市民健康館

15　青少年センター

16　保育園・認定こども園（子ども未来園）、幼稚園

17　学校

18　社会福祉協議会

19　その他（　　）

問８　委員の活動において、今後連携したい組織や団体はありますか。（○は１つ）

１　ある　　→問８－１、８－２へ

２　ない

【問８で「１　ある」と答えた方にお聞きします。】
問８－１　今後連携したい市内の組織や団体は次のうちどれですか。（○はいくつでも）

１　町内会

２　ボランティア

３　ＮＰＯ

４　福祉活動団体

５　老人クラブ

６　子ども会

７　防災組織

８　福祉施設、福祉サービス事業所

９　市役所

10　高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）

11　障害者基幹相談支援センター

12　子育て世代包括支援センター・家庭児童相談室・子ども家庭総合支援拠点

13　くらし自立サポートセンター

14　保健センター・市民健康館

15　青少年センター

16　保育園・認定こども園（子ども未来園）、幼稚園、

17　学校

18　社会福祉協議会

19　その他（　　）

【問８で「１　ある」と答えた方にお聞きします。】

問８－２　他の組織や団体と連携しようとする上で困っていることはありますか。（○はいくつでも）

１　連携したい相手と出会う機会がない

２　連携したい相手に連携の必要性を理解してもらえない

３　連携したい相手に委員の活動を十分に理解してもらえない

４　連携したい相手が多忙で協力してもらえない

５　連携の仲介や調整を頼める人がいない

６　委員の活動が多忙でなかなか連携に取りかかれない

７　その他（　　）

８　特にない

問９　今後の活動の充実、活性化のために、行政に期待する支援は何ですか。（○はいくつでも）

１　他の委員や市との意見交換の機会の充実

２　活動拠点となる場所の充実・確保に対する支援

３　先進事例の紹介など、取組を支援するための情報提供

４　新たな担い手となる人材の育成支援

５　活動に対する資金援助などの経済的支援

６　活動における困りごとに対する相談支援

７　その他（　　）

８　特にない

３　地域福祉について

問 10　あなたがお住まいの地域では、地域のつながりは強いと思いますか。（○は１つ）

１　近所づきあいが多く、つながりはとても強いと思う

２　近所づきあいがあり、つながりはある程度強いと思う

３　あいさつをする程度の近所づきあいしかなく、つながりはあまり強くないと思う

４　近所づきあいがほとんどなく、つながりは強くないと思う

５　わからない

問 11　地域の福祉を考える上で、行政と住民とはどのような関係にあるべきだと思いますか。（○は１つ）

１　福祉は行政の責任で行うべきであり、住民は特に協力することはない

２　福祉は行政の責任で行うべきだが、行政の手の届かない課題については住民が協力していくべきである

３　福祉は行政と住民が協力して、ともに取り組むべきである

４　家庭や地域で助け合うのが先で、できない場合に行政が援助すべきである

５　その他（　　）

６　わからない

問 12　あなたがお住まいの地域では、福祉に関して、どのような課題や問題があると思いますか。（○はいくつでも）

1　身のまわりのことについて、相談できる人がいない

2　住民同士のまとまりや助け合いが少ない

3　町内会・まちづくりなどの役員のなり手・担い手が少ない

4　多世代（幅広い世代の人々）の交流やつきあいが少ない

5　地域の行事や活動が活発でない

6　地域の人が気軽に集まれる場所が少ない

7　介護疲れやストレスの問題

8　社会参加や生きがいづくりの機会が十分でない

9　孤立や孤立死などの問題

10　ひきこもりの問題

11　貧困の問題

12　虐待の問題

13　育児疲れやストレスの問題

14　子どものいじめや不登校の問題

15　子どもが安心して登下校できるような体制づくり

16　子どもが安心して遊べる場所が少ない

17　災害時に安心して避難できる支援体制の整備

18　地域の防犯

19　地域の外国人とのコミュニケーションが難しい

20　その他（　　）

21　特にない

問 13　地域福祉の推進のためにはどのようなことが必要だと思いますか。（○はいくつでも）

1　ボランティアなどの地域活動への参加の促進や支援の充実

2　住民が共に支え合う仕組みづくりへの支援（住民同士や行政との連絡の強化など）

3　住民が誰でも気軽に集える交流の場づくり

4　住民が誰でも気軽に利用できる福祉活動の拠点の整備

5　緊急時や災害時に身近な地域で助け合う体制づくり

6　弱い立場の人への人権侵害や虐待をなくし権利を守る仕組みづくり

7　地域における保健や福祉に関する活動の中心となる人材の育成

8　身近な場所や地域での相談窓口の充実

9　保健や福祉に関する情報提供の充実

10　高齢者や障害者の住み慣れた地域での在宅生活を支援するサービスの充実

11　学校教育や生涯学習における福祉教育の充実

12　公共の場のバリアフリー化（階段へのスロープ併設や視覚障害者向けの点字など）

13　その他（　　）

14　わからない

問 14　あなたにとって現在、犬山市はどのようなまちだと思いますか。（○は１つずつ）

	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	わからない
１）高齢者が暮らしやすいまち	1	2	3	4	5
２）障害のある人が暮らしやすいまち	1	2	3	4	5
３）子育てがしやすいまち	1	2	3	4	5
４）困ったときに助け合えるまち	1	2	3	4	5

最後に、地域福祉全般や委員の活動における困りごとについてご意見やご要望がありましたら、ご自由にお書きください。

調査にご協力いただき、ありがとうございました。
同封の返信用封筒に入れて、**令和４年　月　日（　）までに**ポストに投函してください。

委員会全体スケジュール（案）　　　　R4.4.7時点

資料3

年度	令和3年度												令和4年度																																			
年月	令和3年 12月			令和4年 1月			令和4年 2月			令和4年 3月			令和4年 4月			令和4年 5月			令和4年 6月			令和4年 7月			令和4年 8月			令和4年 9月			令和4年 10月			令和4年 11月			令和4年 12月			令和5年 1月			令和5年 2月			令和5年 3月		
前期＝前・中期＝中・後期＝後	前	中	後	前	中	後	前	中	後	前	中	後	前	中	後	前	中	後	前	中	後	前	中	後	前	中	後	前	中	後	前	中	後	前	中	後	前	中	後	前	中	後	前	中	後	前	中	後
犬山市地域福祉推進委員会																																																
委員会設置													4/18　14時より																	9/22　14時より																		
委員会開催													第１回委員会（アンケート内容、スケジュール）															第２回委員会						第３回委員会（中身確認）									第４回委員会（承認）					
課題分析・資料作成											3/20素案		送付														送付	（アンケート結果・骨子案）					送付									送付		＋予備２回				
アンケート調査																																																
アンケート内容作成																						・アンケート回収完了（6/末）																										
WEBｱﾝｹｰﾄ依頼															2週間必要							・アンケート結果インプット：1週間（7/8）																										
アンケート送付																						・アンケート結果集計・概要資料（20ｐ）作成：2週間（7/22）																										
アンケート記載																						・骨子案（20~30ｐ）作成：３週間（8/12）																										
アンケート回収																																																
アンケート分析																																																
計画課題の整理・対応																																																
計画案の素案と他計画整合																																																
計画案の修正と確定																																																
タウンミーティング（市民懇談会）																																																
内容検討																																																
資料作成																																																
案内・周知																																																
犬山地区																																																
楽田地区																																																
羽黒地区																																																
池野地区																																																
城東地区																																																
回答集計																																																
団体ヒアリング																																																
団体選定																																																
ヒアリング実施																																																
庁内ヒアリング																																																
関係課打合せ																																																
内容検討																																																
ヒアリング実施																																																
課題分析																																																
パブリックコメント																																																
パブリックコメント																																																
完成																																																
※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※

当日資料

地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業計画策定のための関係団体等ヒアリング「事前質問書」（案）

近年、子どもや障害者、高齢者など既存の分野ごとの支援体制では解決が困難な課題が増えてきています。そのため、国は社会福祉法を改正し「すべての地域住民を対象とする包括的支援の体制整備を行う事業」として「重層的支援体制整備事業」を創設しました。

本市でも、「犬山市地域福祉計画」及び「犬山市重層的支援体制整備事業計画」の策定を通じて令和５年度から重層的支援体制整備事業の実施を目指しています。

この事業では、既存の分野ごとの支援体制を基盤としながらも他分野と連携して対応することが求められていることから、今年度、関係団体の皆様の現状を把握するためのヒアリングを予定しています。

つきましては、事前にどのような活動を行いどんな課題を感じているのかなどを把握するため、皆様の活動についてお聞かせいただきたく存じます。

ご多忙のところ恐縮ですが、以下の質問にご回答いただき●月●日（●）までに事務局までご提出くださいますようお願いいたします。

なお、個別ヒアリングにつきましては、いただいた「事前質問書」の回答をもとに実施する機関・団体を選定し個別にご連絡させていただく予定としています。

【提出先】
犬山市健康福祉部福祉課（事務局）担当：渡辺・韮澤
〒484-8501　犬山市大字犬山字東畑 36 番地
電話　0568-44-0320　FAX　0568-44-0364
Ｅﾒｰﾙ　030100@city.inuyama.lg.jp

問１　貴機関・団体の名称などをご記入ください。

機関・団体名	
代表者（記入者）名	
連絡先	

問２　貴機関・団体の活動内容をお聞かせください。

活動内容

問３　貴機関・団体では、犬山市の地域にはどのような課題や困りごとがあると思いますか。

地域の課題や困りごと

問４　問３にご指摘いただきました犬山市の地域の課題の解決策として、どのようなことが考えられますか。

地域の課題や困りごとの解決策

問５　貴機関・団体が日頃行っている活動について、地域の課題解決に貢献できる部分があると思いますか。

１．あると思う　　→問５-１にお答えください。 ２．あるとは思わない ３．わからない

問５-１　貴機関・団体が日頃行っている活動のうち、地域の課題解決に貢献できる部分があると思う活動について教えてください。

活動名	活動内容

問６　貴機関・団体だけでは解決できないが、他の組織や団体と連携すれば解決できそうだと思う地域課題に直面したことはありますか。

１．ある（あった）　　→問６-１にお答えください。 ２．あるとは思わない ３．わからない

問６－１　それは、どのような課題でしたか。

裏面へお進みください。

問７　他分野の団体等と連携するにはどのようなことが必要だと思いますか。

問８　その他、ご意見などがございましたらお書きください。

ご協力いただき、ありがとうございました。

今後とも、どうぞよろしくお願いします。

令和4年度第1回犬山市地域福祉推進委員会　講演

演題：地域共生社会のイメージと重層的支援体制整備の課題
講師：長岩　嘉文　氏

講師プロフィール

○氏　　名：長岩　嘉文
○現　　職：日本福祉大学中央福祉専門学校 校長・日本福祉大学社会福祉総合研修センター 研究員
○学　　歴：日本福祉大学大学院　修了
○主な職歴：平成 元年 4 月：日本福祉大学社会福祉総合研修センター入職・中央総合福祉専門学校兼務
平成 13 年 4 月：日本福祉大学中央福祉専門学校（平成 7 年度に校名変更）に教育職として異動（校長補佐・社会福祉士科学科長）
平成 21 年 4 月：同 校長兼務（現在に至る）
○主な社会的活動（令和 4 年度分）：
愛知県日常生活自立支援事業契約締結審査会会長、名古屋市高齢者施策推進協議会委員、名古屋市地域福祉に関する懇談会委員(座長)、名古屋市重層的支援体制整備事業実施計画策定懇談会委員(座長)、豊田市社会福祉審議会委員（高齢者分科会長)、岡崎市地域福祉推進委員会委員長、春日井市高齢者総合福祉計画推進協議会会長、小牧市介護保険事業計画策定委員会委員長、小牧市地域包括支援センター運営協議会会長、犬山市地域包括支援センター運営協議会委員、岩倉市障害者自立支援協議会会長、北名古屋市地域包括支援センター運営協議会会長、北名古屋市地域包括ケアシステム推進協議会委員、認定社会福祉士認証・認定機構スーパーバイザー　他
○主な著書：
『福祉政策論』共著　医歯薬出版　2003、『新　社会福祉援助の共通基盤』共著　中央法規　2004、『地域福祉計画の理論と実践』共著　ミネルヴァ書房　2005、『新　社会福祉援助の共通基盤　第２版』共著　中央法規　2009、『ソーシャルワーク論』共著　ミネルヴァ書房、『相談援助の理論と方法Ⅰ』共著　弘文堂 2019、『ソーシャルワークの基盤と専門職』共著　弘文堂　2021、『社会福祉の原理と政策』編著　弘文堂 2021

MEMO

犬山市地域福祉推進委員会　　（２０２２年４月１８日）

地域共生社会のイメージと重層的支援体制整備の課題

長岩　嘉文（日本福祉大学中央福祉専門学校）

１．地域共生社会のイメージ？

（１）「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」報告書（厚生労働省・２００７年）の問題意識

①目的は「地域社会で支援を求めている者に住民が気づき、住民相互で支援活動を行う等の地域住民のつながりを再構築し、支え合う体制を実現するための方策」を検討するというもの

②現状認識は、公的な福祉サービスは、質・量ともにある程度整備されているというもの

③しかし、「制度の谷間」にあって公的には対応できない問題があるとの認識

④また今日、住民のニーズは多様であり、その全てに公的な福祉サービスで対応することは「不可能」かつ「不適切」という認識

↓（例　示）

・一世帯で要介護高齢者と障害者（児）がいるような複合的なケース
・ホームレスやマイノリティ等の社会的排除の対象になりやすいケース
・受刑後の更正を期しながらも、社会的排除の対象になりやすいケース
・いわゆるヤングケアラー等の問題
・集合住宅内の閉じこもり等、孤立死のリスクのある人への対応
・ドメスティックバイオレンス（ＤＶ）への対応
・児童虐待、高齢者虐待ケースへの対応
・外国人への対応
・一人暮らし高齢者等のゴミ出しや電球の交換のような軽易な手助けが必要なケース
・観劇や墓参の付き添い等のニーズへの対応

（２）ニッポン一億総活躍プラン（内閣府・２０１５年～）の問題意識

①子供・高齢者・障害者など全ての人々が、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「**地域共生社会**」を実現する。
このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。
（ニッポン一億総活躍プラン　「地域共生社会の実現」より抜粋　２０１６年）

②少子高齢化の流れに歯止めをかけ、誰もが生きがいを感じられる社会を創る。人生は十人十色であり、価値観は人それぞれである。
一億総活躍社会は、女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障害や難病のある方も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる、いわば全員参加型の社会である。　（同　「一億総活躍社会の意義」より抜粋　２０１６年）

（３）厚生労働省に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、基盤づくりに着手

（２０１６年７月）

↓

並行して「地域力強化検討会（地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会）を設置し、具体策を検討（同年１０月～）

↓

「地域共生社会推進検討会（地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会）」を設置（２０１９年）し、年内に「最終取りまとめ」を公表（同年１２月）

（４）「地域共生社会」を提案する背景（厚生労働省）

○　かつて我が国では、地域の相互扶助や家族同士の助け合いなど、地域・家庭・職場といった人々の生活の様々な場面において、支え合いの機能が存在しました。社会保障制度は、これまで、社会の様々な変化が生じる過程において、地域や家庭が果たしてき役割の一部を代替する必要性が高まったことに対応して、高齢者、障害者、子どもなどの対象者ごとに、また、生活に必要な機能ごとに、公的支援制度の整備と公的支援の充実が図られ、人々の暮らしを支えてきています。

○　しかし、我が国では、高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合いの基盤が弱まってきています。暮らしにおける人と人とのつながりが弱まる中、これを再構築することで、人生における様々な困難に直面した場合でも、誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、そして時に支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会としていくことが求められています。

○　また、人口減少の波は、多くの地域社会で社会経済の担い手の減少を招き、それを背景に、耕作放棄地や、空き家、商店街の空き店舗など、様々な課題が顕在化しています。地域社会の存続への危機感が生まれる中、人口減少を乗り越えていく上で、社会保障や産業などの領域を超えてつながり、地域社会全体を支えていくことが、これまでにも増して重要となっています。

○　さらに、対象者別・機能別に整備された公的支援についても、昨今、様々な分野の課題が絡み合って複雑化したり、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするといった状況がみられ、対応が困難なケースが浮き彫りとなっています。

○　「地域共生社会」とは、このような社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

↓

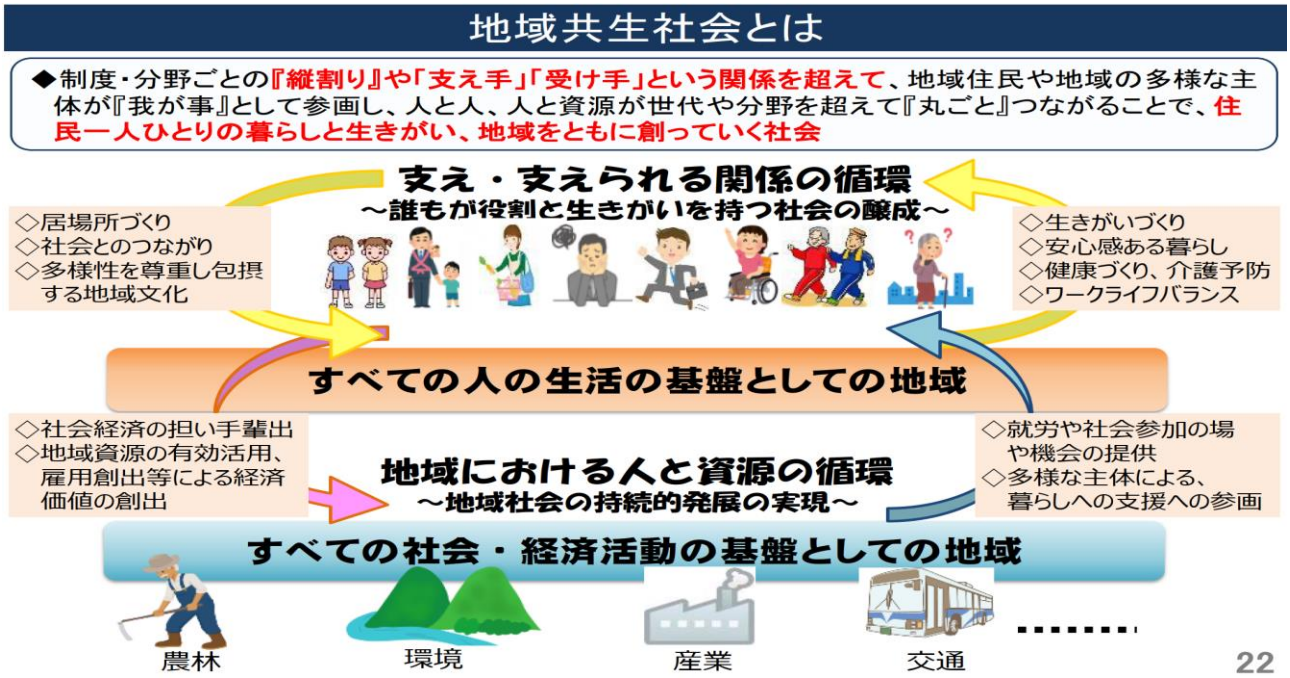

キーワードは、複合（的）ニーズ・制度の谷間（隙間）・個別支援と地域支援

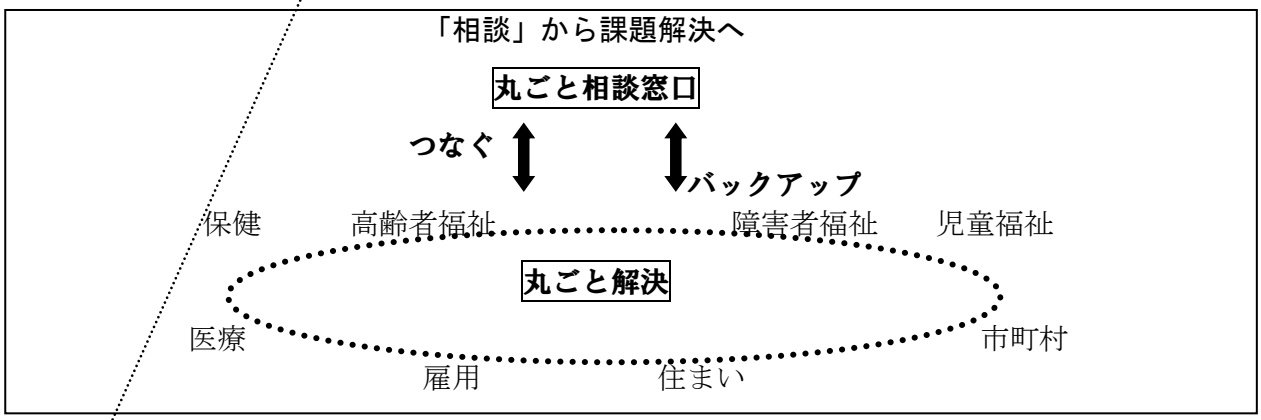

事例１　三重県名張市

・複合的な生活課題（高齢者、就労支援、子ども、健康、障害者、空き家、ＤＶ，自殺、生活困窮者、消費者被害、認知症、難病、教育、子どもの貧困等）を抱える人の相談に、地域包括支援センターが「ワンストップ窓口」として機能するよう体制を整備
・市内に１５か所の相談窓口（まちの保健室）を設置
・市直営の地域包括支援センターに配置されたエリアディレクターが地域の課題を検討する各種会議を通じて、関係機関のネットワークを強化　→　その後、担当課ごとにエリアディレクターを配置

事例２　大阪府豊中市

・市の「地域福祉計画」に基づき小学校区ごとに設置した「校区福祉委員会（地域住民が活動の中心）において、「福祉なんでも相談窓口（市委託事業）」を設置し、ごみ屋敷など把握した課題を地域住民とともに解決を図る。
・社会福祉協議会のコミュニティ・ソーシャルワーカー（市内７圏域に２人ずつ配置）がワンストップで専門的観点からサポート。公民協働で支え、さらに解決の仕組みづくりを行う。

豊中ライフセーフティネット → **地域包括ケアシステム総合推進会議**
↑地域福祉ネットワーク会議
↑校区福祉なんでも相談窓口

事例３　愛知県高浜市（多文化共生社会を実現するためのバディシステム）

・高浜市は、総人口のうち外国人住民比が８．５％（２０１９年末）で、県下上位の外国人住民の多い地域である。外国人住民の多くは、日本人との交流を望んでいるが、地域住民との接点がなく、地域社会から分断され、孤立している。一方で、地域住民の中には、外国人住民との交流に興味があるといった人達も多く存在する。
・こうした人たちに対して、市から委託された公益社団法人が、ベルギーのメヘレン市での移民を受け入れる取り組みからヒントを得た「バディシステム」という仕組みを導入し、外国人住民と地域住民をつなぎ、交流を行っている。バディ（←水谷豊？）には、次世代を担う子ども、その親、そして健康で元気な高齢者の方々などが参加し、国籍、年代を超えた関係づくりを心がけている。

事例４　愛知県豊田市

平成２９年度からモデル事業として包括的相談支援体制の整備や支え合いの地域づくりを進めている。多機関協働事業において、福祉総合相談課（行政）と社会福祉協議会コミュニティソーシャル

ワーカーが多機関協働事業者となっていたが、他の主たる支援機関８課にも拡大し、特定の課に複合課題の対応が集中しない体制を構築し、部局を超えて情報共有や支援分析などを実施する会議体を新設し、支援機関間の相互理解を図っている。

参加支援事業においては、「とよた多世代参加支援プロジェクト」という高齢・障がい・子ども・若者・困窮分野などの民間事業者で構成される任意組織を立ち上げ、これまではサービスや地域資源がなく解決が困難だった事例について支援協力を要請し、民間の活力により個々のニーズに合うサービスや居場所を創出している。行政だけではなく、民間事業所も巻き込み、オール豊田の支援体制を目指している。

例：①福祉事業所が、地域包括支援センターの利用者の自宅の庭の草取りを行う。
②地域包括支援センターが行っている認知症カフェで、給仕を生活介護事業所の利用者が行う。
③社会福祉法人無門福祉会が、休耕地を活用した「農福連携」の取組を進めている。すべての人が自由で対等に生き、平等に権利が守られる社会の実現、平たく言うと「しあわせな地域づくり」という法人の理念のもと、障害のある利用者や地域の方々と共に休耕地を借りて作物を栽培している。

２．社会福祉法の改正（抜粋）？

（地域福祉の推進）

第４条　地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

２　地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるうえでの各般の課題（以下「生活課題」という）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援機関」という）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第６条　（略）

２　国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

＊「行政の役割はいささかも減るものではない」
＊「地域共生社会」という考え方や「住民主体」や「住民参加」は、決して行政責任をあいまいにするものではない。

（公益事業及び収益事業）

第２６条　社会福祉法人は、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益を目的とする事業（以下「公益事業」という。）又はその収益を社会福祉事業若しくは公益事業（第２条第４項第四号に掲げる事業その他の政令で定めるものに限る。第５７条第二号において同じ。）の経営に充てることを目的とする事業（以下「収益事業」という。）を行うことができる。

＊豊中市地域貢献活動推進社会福祉法人登録制度

良好な運営が確保され、積極的な情報公開並びに地域貢献活動を行っている社会福祉法人について、「豊中市地域貢献活動推進社会福祉法人」として登録・公表する制度

このことにより、社会福祉法人の信頼性と透明性を高めていくとともに、社会福祉法人の強みを生かして地域住民の理解と信頼を得ながら地域貢献活動を推進することで、地域包括ケアシステム・豊中モデルに掲げる「誰もが住み慣れた自宅や地域で自分らしく暮らせること」を目指す。

（市町村地域福祉計画）

第１０７条　市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という）を策定するよう努めるものとする。

一　地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

→　自殺対策、刑余者支援等を含む

３．重層的支援体制整備事業？

重層的支援体制整備事業における各事業の内容については、以下のように社会福祉法第１０６条の４第２項に規定している。３つの支援を第１～３号に規定し、それを支えるための事業として第４号以降を規定しており、それぞれの事業を個別に行うのではなく、一体的に展開することとなっている。

事業区分	主な事業内容
包括的相談支援事業 （社会福祉法　第１０６条の４第２項第１号）	・属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める。 ・支援機関のネットワークで対応する。 ・複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ。
参加支援事業 （社会福祉法　第１０６条の４第２項第２号）	・社会とのつながりを作るための支援を行う。 ・利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる。 ・本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う。
地域づくり事業 （社会福祉法　第１０６条の４第２項第３号）	・世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する。 ・交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする。 ・地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る。
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 （社会福祉法　第１０６条の４第２項第４号）	・支援が届いていない人に支援を届ける。 ・会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つける。 ・本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く。
多機関協働事業 （社会福祉法　第１０６条の４第２項第５号）	・市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する。 ・重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす。 ・支援関係機関の役割分担を図る。

市町村での　①断らない相談、②参加支援、③地域づくりに向けた支援　を一体的に行うことを推進

◎名古屋市南区での重層的支援体制整備のモデル調査（調査を通して出てきた生活課題）

❶子が就労等をしておらず、引きこもり状態で経済的に自立していない（２７件）
❷必要と思われる支援や関りを拒否し、適切な介護等が受けられていない（５４件）
❸精神疾患や知的障がいが疑われるが病識がなく適切な支援につながらない（４６件）
❹地域とのトラブルがある（迷惑行為、ごみ屋敷等）（２５件）
❺生活課題があるが、制度等が該当せず解決につながらない（２９件）
❻経済面で生活に支障が生じているが生活保護等の公的な制度に該当しない（４５件）
7 生活保護世帯であるが、金銭管理等ができず生活に支障が生じている（７件）
8 親の介護と子育てを同時に行っており、負担や孤立を感じる（１件）
9 外国籍で日本に馴染めず、またはコミュニケーションがとれず孤立や生活課題あり（２件）

＊上記課題に対して、過去１年間に上記のようなケースがどれぐらいあるのか、南区の関係機関にアンケート調査を行った結果が右記の件数

↓

上記をさらに分析していくと、１つの世帯で複合して問題がある実態が分かってきた。
「❷支援拒否」＋「❸精神疾患や知的障がいの疑い」……１９件
「❶子の引きこもり」＋「❷支援拒否」……１３件
「❶子の引きこもり」＋「❸精神疾患や知的障がいの疑い」……１２件
「❸精神疾患や知的障がいの疑い」＋「❹地域とのトラブル」……１２件
「❺制度が該当しない」＋「❻経済面で生活に支障」……１２件

＊上記のような複合的なニーズが世帯にはあり、対応していく必要がある。

◆実際のケース

・７０代の高次脳機能障害の父、４０代統合失調症の子を含む生活困窮世帯
・うつ病で働けず困窮、持ち家だが遺産相続で係争中、家がごみ屋敷、猫の多頭飼育のある５０代
・長期の引きこもりにより、関節が拘縮し歩行不可となった２０代
・廃墟のような家に住む親子（子は知的障害）
・親が急死し、取り残された引きこもりの４０代の子
・環境局と協働してごみ屋敷ケースを片付けたりするようなケースも沢山あり

＊よく「制度の狭間」と言われるが、こうしたケース状況を見ていくと、例えば下記のようなケースが宙に浮いてしまうと考えられる。

↓

・中高年の引きこもりで、特に４０代（就職氷河期世代）～６４歳のケース
・精神疾患等の疑いがあり、病識がなく支援を求めていないケース
・支援拒否で接触できず、訪問しても居留守を使われ、支援のとっかかりがないケース
・６５歳未満で生活課題あり、かつ、うつ病やアルコール依存等で経済的にも困窮しているケース
・８０５０ケースの「５０」。親の支援をしても、結局、子へはアプローチ仕切れないケース

＊上記を解決するためには、「課題解決型」の支援と「伴走型」の支援との両輪で組み合わせることが重要？

↓

・課題解決型（当面の問題をクリアーにするアプローチ）
　→　各種制度や公的サービスへのつなぎや、本人の生活課題に直接対応
　→　本人の抱える課題や必要な対応が明らかな場合には有効
・伴走型（つながり続けることを目指すアプローチ）
　→　本人と支援者が継続的につながり関わるための相談支援（手続的給付）を重視
　→　生きづらさの背景が明らかでない場合や、８０５０問題など課題が複合化した場合等に有効

＊この２つはどちらか一方だけでもダメで、使い分けや組み合わせが重要と言われている。長く伴走し続けながら関わっている支援者もいるし、とにかく、つながりながら、どこかで然るべきところにつないで、課題解決を目指していく段階に切り替わる人も中にはいる。
粘り強く両方のアプローチを使いながら支援をしていくということが大事だとモデル調査の担当者は言っている。

支援の実効性を高めるには、多機関・多職種連携と行政の積極的関与が不可欠

4.「連携・協働」という古くからある問題？

（1）「連携」が課題に上がる理由や背景

①制度はあるが、縦割りだから……
②制度がなくて、支援の手がかりがないから……（いわゆる「隙間」「狭間」のニーズ？）
③ファーストコンタクトをした（してしまった）ところ（機関）が、やらざるを得ないから……
④担当機関及び担当者の機能や力量が不十分な状態で、やらざるを得ないから……
⑤いわゆる「集合」の部分（ d・e ・ f ・ g）の責任があいまいになりやすいから……

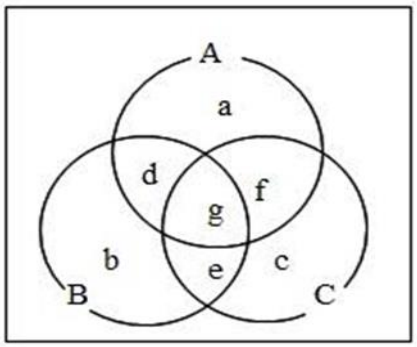

（2）多職種連携モデル

・かなりハードルが高いが、多職種・多機関連携においては、マルチ・ディスプリナリーモデルからインター・ディスプリナリーモデル、トランス・ディスプリナリーモデルへの転換（追求）が必要

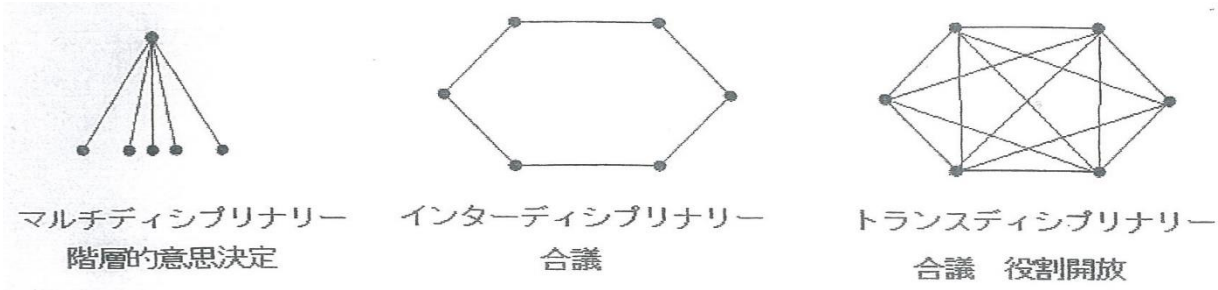

（3）マクロ的な視点への関心と言及（≒ソーシャル・アクション）

・「私は、働けない人をそのまま放置して、大企業で働いているような有能な人材だけで経済大国をつくっていくという路線は間違いである、という認識を私たちの社会が共有することが必要なんじゃないかと思うんです。人口も減少する中で一人一人の人間を大切にし、みんなが幸せだと思って暮らせるような社会にしていくべきだと思うわけです。そのような目標を掲げないと、この社会を潰していくことになると思います（宮本みち子・放送大学）」

⬇

＊いずれにしても、「連携」は、**地域共生**において目的（概念）というよりも、手段（方法概念）である。

以　上